

**独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター附属介護老人保健施設
訪問リハビリテーションセンター(介護予防訪問リハビリテーション)運営規程**

【運営規定設置の趣旨】

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する南海医療センター附属介護老人保健施設訪問(予防訪問)リハビリテーションセンター(以下「事業所」という。)において実施する訪問リハビリセンター(介護予防訪問リハビリテーション)(以下「事業」という。)の適切な運営確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

【事業所の目的】

第2条 事業は、要介護・要支援状態にあり、医師が事業の必要性を認めた利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って事業計画を立て実施し、利用者の心身の機能の回復を図ることを目的とする。

【運営の方針】

第3条 事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

事業所の理学療法士又は作業療法士は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を行えるよう居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の維持回復を図る

- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業所)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と密接な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努める。
- 3 自ら提供する訪問リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
- 5 正当な理由なく訪問リハビリの提供を拒まない。

【事業所の名称及び所在地】

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構
南海医療センター附属介護老人保健施設 訪問リハビリテーションセンター
- (2) 所在地 大分県佐伯市常盤西町12番6号
- (3) 電話番号 0972-20-5090 FAX 0972-20-5091
- (4) 管理者 武内 裕

【職員の職種、員数及び職務内容】

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び利用申し込みによる調整、業務の実施状況の把握その管理を行う。
- 二 理学療法士、作業療法士を必要数配置する。
理学療法士、作業療法士は訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハ

ビリテーションの提供を行う。

- 三 支援相談員(兼務職員)
利用者及びその家族からの相談に適切に応じると共に、レクレーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- 四 事務職員(兼務職員)
管理者の名を受けて庶務及び経理の事務処理に関することを行う。

【営業日及び営業時間】

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日、ただし祝日、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。

【訪問リハビリテーションの内容】

第7条 訪問リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- 一 関節可動域訓練評価
- 二 筋力維持増強指導、訓練
- 三 筋再教育
- 四 移動評価、指導、訓練
- 五 バランス評価、指導、訓練
- 六 起居動作評価、指導、訓練
- 七 ADL、IADL評価、指導、訓練
- 八 呼吸評価、指導、訓練
- 九 巧緻動作評価、指導、訓練
- 十 介護方法指導
- 十一 福祉道具の選定
- 十二 その他、生活機能向上に必要と思われる評価、指導、訓練

【サービス提供の記録】

第8条 サービス提供等の記録は、次のとおりとする。

- 一 事業所は、利用者の訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については5年間保管します。)
- 二 事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合は、原則としてこれに応じます。ただし、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は原則として佐伯市内の範囲とする。

【利用者負担の額】

第10条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所が法定代理受領サービスあるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

【秘密の保持及び個人情報の保護】

第11条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 3 事業者は、事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

- 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ、文書によりえることとします。

【事故発生時の対応】

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業所は別途資料2のとおり利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者、利用者の家族が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

【要望又は苦情等の申出】

第13条 利用者及びその家族は、事業所の提供する訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について別途資料3のとおり管理者又はサービス担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

苦情受付担当職員 一瀬 崇志 : 連絡先 0972-20-5090 (老健施設内)
受付時間 8:15～17:00

その他の相談窓口 佐伯市高齢者福祉課介護保険係(電話0972-22-3117)
大分県国民健康保険団体連合会(電話097-534-8475)

【虐待防止に関する事項】

第14条 事業所は、事業を実施するにあたり、虐待防止に関する責任者を選定するとともに、従業者に対し虐待防止に関する研修を実施するなど、利用者の人権尊重の普及及び啓発、並びに虐待の未然防止に努めるものとする。

事業所は、利用者に対する虐待を発見した場合には、市へ速やかに通報するなど虐待問題解決への迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

- 2 虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

【身体拘束に関する事項】

第15条 訪問リハビリテーションの提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行ってはならない。やむを得なく身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

【賠償責任】

第16条 訪問リハビリテーションセンターの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

【利用規程に定めのない事項】

第17条 この規程に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はその家族と事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正	令和元年	10月	1日
改正	令和4年	6月	1日
改正	令和7年	4月	1日
改正	令和8年	4月	1日